

障害者施策に関する制度の改正について

平成 23 年度から平成 27 年度までに行われた法改正等の制度改正を平成 28 年度以降の 5 年間の計画に組み込む。

第 1 編「総論」、第 1 章「計画策定に当たって」の中に、「障害者施策に関する制度の改正」として、法改正の概要説明を追加する。

1 障害者基本法の改正

平成 23 年 7 月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年 8 月に施行された。

- ・ 目的規定が見直され、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と明記された。
- ・ 障害者の定義が見直され、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物（利用しにくい建物や設備など）・制度（障害を理由に法律等で制限されること）・慣行（習慣や文化など）・観念（障害のある人に対する偏見・誤解・差別など）・その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と明記された。
- ・ 差別の禁止として「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と明記された。

2 障害者自立支援法から総合支援法に改正

平成 24 年 6 月に、これまでの「障害者自立支援法」が、「障害者総合支援法」となり、平成 25 年 4 月に施行された。

- ・ 法の目的に「自立」の代わりに「基本的人権を享受する個人としての尊厳」が明記され、「地域生活支援事業による支援」が「障害福祉サービスに係る給付」に加えられ、それらの支援を総合的に行うことになった。
- ・ 基本理念が創設され、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけかえのない個人として尊重されるもの」であること、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「障害者及び障害児が可能な限り身近な場所で支援を受けられる」こと、「社会参加の機会の確保」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」及び「社会的障壁の除去」が明記された。

3 障害者虐待防止法の施行

障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月に施行された。

- ・ 虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等が示された。
- ・ 国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務が課された。
- ・ 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課された。

4 優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定める「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達推進法）」が施行された。

- ・ 国や地方公共団体などに障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する義務が課された。

5 障害者差別解消法の施行

平成 25 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成 28 年 4 月に施行となった。

- ・ 障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の不提供に禁止が明記された。
- ・ 差別を解消するための措置の具体化が示された。

6 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成 28 年 4 月に施行となった。

- ・ 雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が示された。
- ・ 障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを盛り込まれた。

7 障害者権利条約の批准

障害者権利条約は、平成 18 年に国連総会において採択された条約で、日本は、平成 25 年 12 月 4 日に国会で承認されたことを受け、平成 26 年 1 月 20 日に条約を締結した。

- ・ 障害者の身体的自由や表現の自由の権利、教育や労働等の権利の促進
- ・ 条約実施を監視する枠組みや、国連への報告義務が日本の取組みを後押し
- ・ 人権尊重についての国際協力の一層の推進